

資料

5

産業雇用安定助成金改正関係

産業雇用安定助成金の拡充 (R4.10.1制度改正)



産業雇用安定助成金とは

コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。



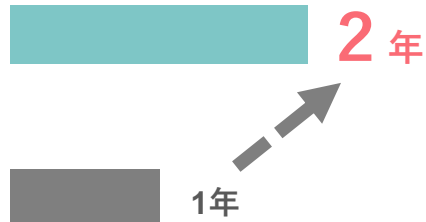
ウィズコロナの課題対応

- 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で **人 手 不 足** が見られる
- 一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている
- 人材を有効に活用し円滑な **労 働 移 動** を促進する必要がある

産業雇用安定助成金を活用した労働移動の促進

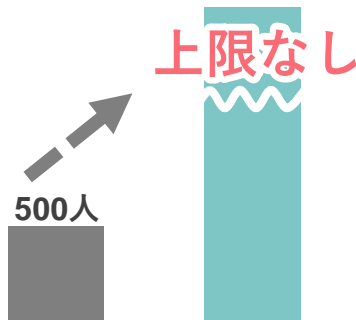
拡充

支給対象期間の延長



拡充

支給対象労働者の上限撤廃



新規

出向復帰後の訓練への助成



出向によって得たスキルをブラッシュアップさせる**訓練**
(off-JT) を実施した場合

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の新設

(総合経済対策 (R4.10.28閣議決定))

01 目的



在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できる



労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進できる



雇用機会の増大等雇用の安定が期待できる

02 事業概要

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から**復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた企業(出向元)**に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,355円／1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)	
支給対象期間	1か月～1年間	

03 想定される 活用事例

- **DXを目指す企業**がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- 自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりにおける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得



スキルアップして



出向元へ復帰

産業雇用安定助成金の全体像

次のことを実現するために産業雇用安定助成金の活用が有効



雇用維持により雇用
情勢の安定を図る



円滑な**労働移動**を促進する



新たなスキルや知識の習得
し**スキルアップ**できる

詳細はこちら



コース名	対象事業主	中小企業	中小企業以外	備考
雇用維持支援	雇用維持目的の在籍型出向を実施する事業主 (出向元・出向先双方)	解雇無：9/10 解雇有：4/5 上限：12,000円/1日	解雇無：3/4 解雇有：2/3 上限：12,000円/1日	出向労働者の賃金、教育訓練等の一部に対する助成
新規 事業再構築支援 (仮称)	労働者の雇用を確保した上で、事業再構築に必要なコア人材を雇い入れた事業主	280万円	200万円	コア人材とは専門的な知識等を有する年収350万円以上の者
新規 スキルアップ支援	労働者のスキルアップのため在籍型出向を実施する事業主 (出向元のみ)	2/3 上限：8,355/1日	1/2 上限：8,355/1日	出向労働者の賃金の一部に対する助成